

日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

調剤報酬全点数解説（2022年度改定版） 「在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料」

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6411号 河野誠
 日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美
 日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6178号 栗原盛一

凡例

告示・通知

疑義解釈

MPSコメント

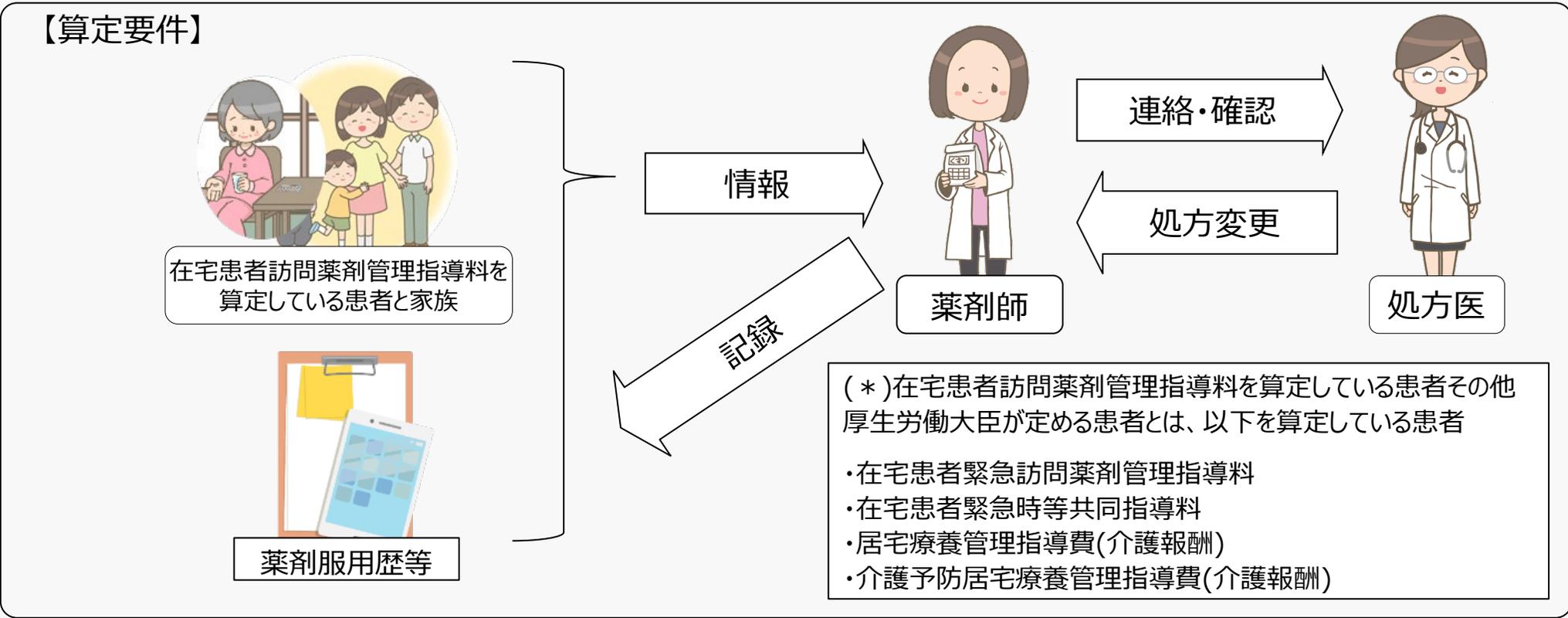
資料No.20220428-1101-1

（4月28日更新）
 ・2022年度改定に合わせて内容を更新しました。

本資料は、2022年4月19日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです
 が、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接
 または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

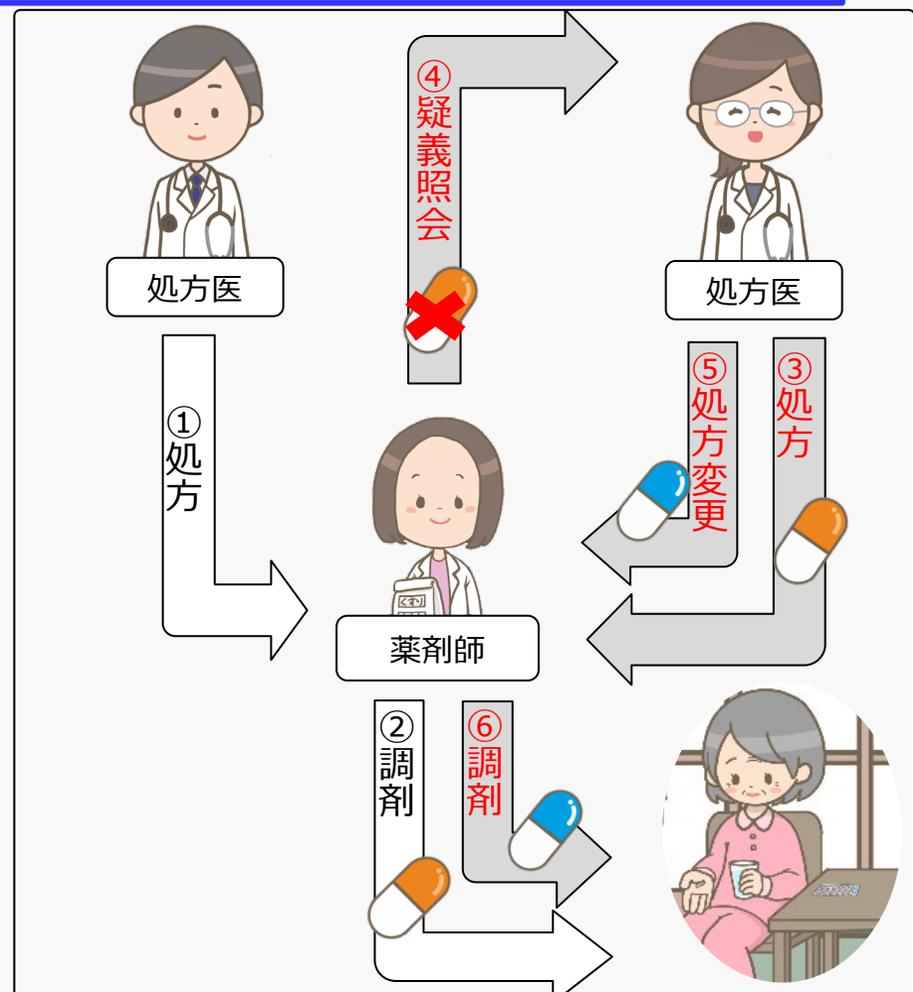
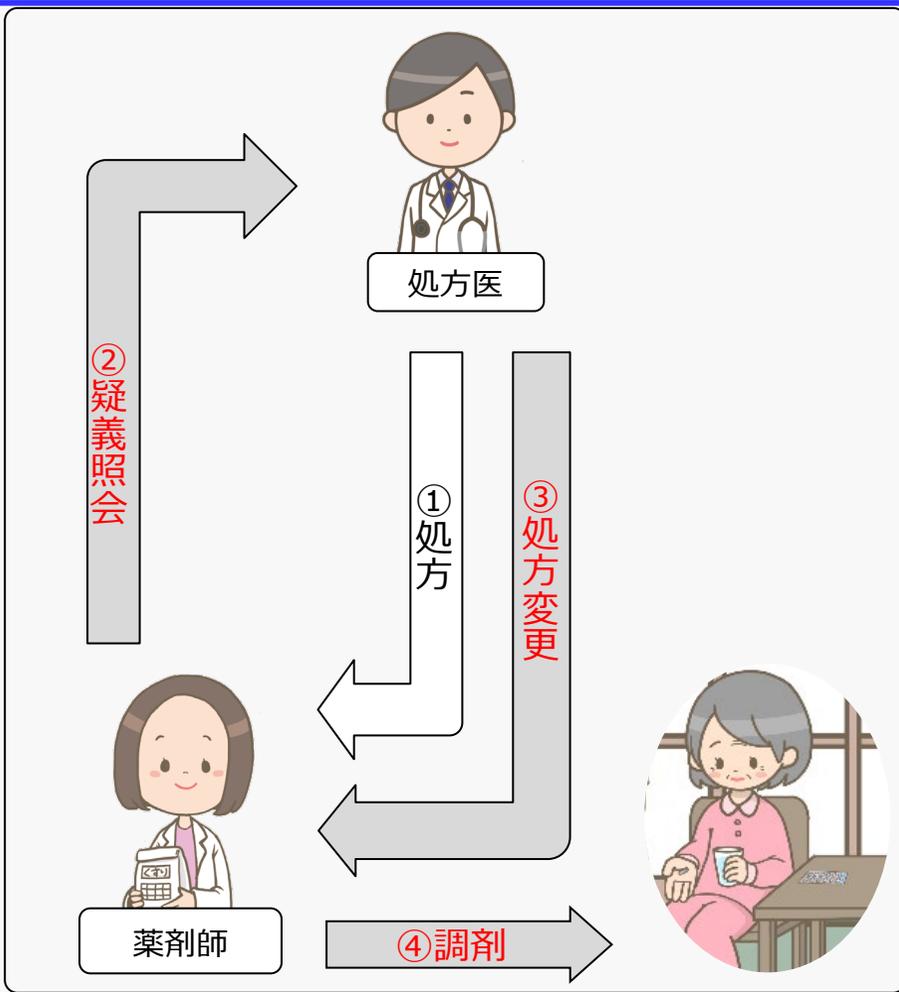
内容	点数
在宅患者訪問薬剤管理指導料等を算定している患者(*)に対して、 薬剤服用歴の記録又は患者及びその家族等からの情報に基づき処方医に対して連絡・確認 を行い処方の変更が行われた場合に算定する。(処方箋受付ごとに) 複数項目に該当した場合であっても、重複して算定することはできない。	イ 残薬調整に係るもの以外 40点
※服薬管理指導料、かかりつけ薬剤師指導料、かかりつけ薬剤師包括管理料算定患者は、併算定不可 ※在宅患者訪問薬剤管理指導料・在宅患者オンライン薬剤管理指導料在宅患者緊急訪問薬剤管理 指導料・在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料・在宅患者緊急時等共同指導料は併算定可	ロ 残薬調整に係るもの 30点

【算定要件】



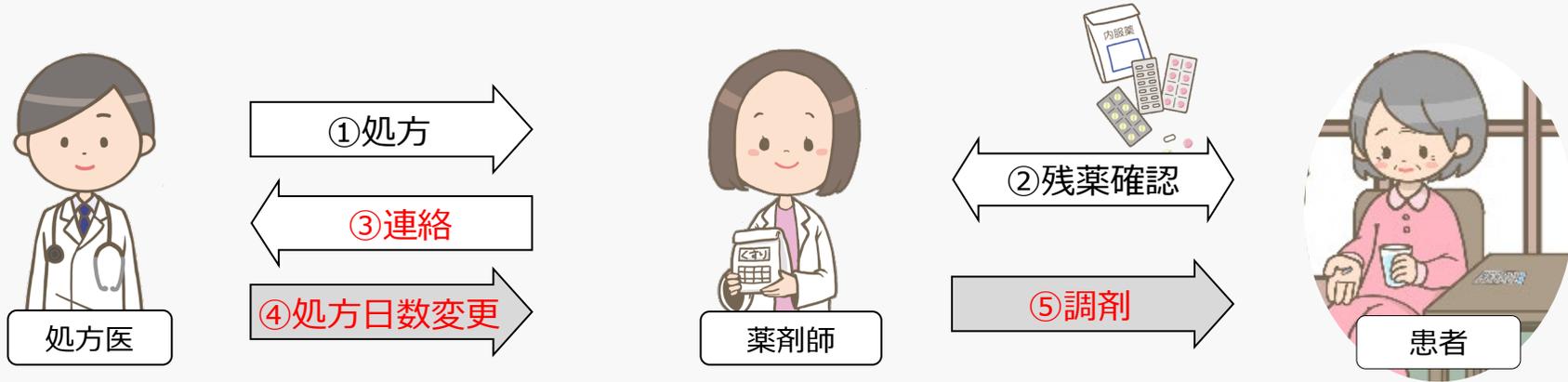
イ 残薬調整に係るもの以外の場合

- 併用薬との重複投薬
- 併用薬、飲食物等との相互作用
- **薬学的観点から必要と認める事項**



□ 残薬調整に係るものの場合

残薬について処方医に対して連絡・確認、**処方変更の場合**に算定



【2016/3/31疑義解釈その1】
 薬剤師が薬学的観点から必要と認め、処方医に疑義照会した上で処方に変更された場合の『薬学的観点』及び同一医療機関の同一診療科から発行された処方箋についての取扱いについては下記のように、示されています。

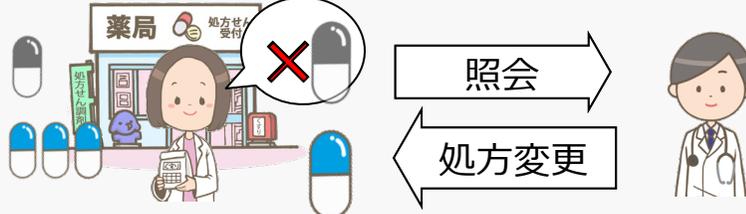
アレルギー歴や副作用歴などの情報に基づき処方変更となった場合

○



薬局に備蓄がないため疑義照会して、他の医薬品に変更した場合

✗



薬学的観点から薬剤の追加や投与期間の延長が行われた場合

○



同一医療機関の同一診療科から発行された処方箋

○

